

★ 市内介護保険事業所の皆さまへ この対策給付金をご活用ください ★

多摩市介護保険事業所物価高騰等対策支援給付金に係る交付対象及び交付額の概要について

1 交付対象

令和4年8月1日時点で、裏面に記載されている事業を実施する介護保険事業所を市内に有する法人

- 多摩市介護保険事業所物価高騰等対策支援給付金の申請時点において、国や地方公共団体等から同種の補助金を受けていないこと

2 交付額

以下の①基本部分と②食料価格高騰対策分を併せた金額が交付額となります(②は対象事業所のみ申請可能)。事業類型は裏面を確認いただき、法人単位で申請書を作成、提出してください。

障害福祉サービスを提供している事業所は多摩市障害福祉サービス事業所等物価高騰等対策支援給付金との併給可能です。

①基本部分

- 対象事業類型: 全て
- 助成対象: 光熱水費、消耗品(ケア用品)費等に係る高騰分
- 給付金額:
 - ・ 通所系 1事業所あたり 15万円
 - ・ 入所系(特養・老健) 1施設あたり 100万円
 - ・ 入所系(特定施設・GH) 1事業所あたり 20万円
 - ・ 入所系(短期入所)、その他 1事業所あたり 5万円

②食料価格高騰対策分

- 対象事業所: 食事(おやつ等含む。)提供(委託含む。)を行う通所系、入所系事業所
- 助成対象: 事業所等が提供(利用者が直接食事提供者と契約等を行っている場合を除く。)する食料価格高騰分
- 給付金額: 入所系事業所 単価8千円/人 ×定員人数※
通所系事業所 単価3千円/人 ×定員人数※
※ 定員人数は、令和4年8月1日時点

①と②を併せた金額が交付額となります。(②は対象事業所のみ申請可能)

〈交付要件〉

交付対象事業所については、令和4年8月1日時点で、介護保険事業所の指定の廃止又は休止をせず継続的に運営し、申請時点において、当該介護保険サービスを引き続き提供していること。

〈提出書類〉

- (1) 法人基本情報(提出用) ※記入する前に、対象になるかどうか今一度ご確認ください。
- (2) 多摩市介護保険事業所物価高騰等対策支援給付金交付申請書兼請求書(第1号様式)

《食料価格高騰対策分の交付申請を行う事業所のみ》

- (3) 事業所内で利用者に食事提供を行っていることを証明する書類(契約書、料金表、献立表等)

〈対象サービス一覧〉

通所系サービス

- 1 通所介護
- 2 (介護予防) 通所リハビリテーション
- 3 地域密着型通所介護
- 4 (介護予防) 認知症対応型通所介護
- 5 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- 6 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)

入所系サービス (特養・老健など)

- 7 介護老人福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)
- 8 介護老人保健施設サービス
- 9 介護医療院サービス
- 10 介護療養施設サービス

入所系サービス (特定施設・グループホームなど)

- 11 (介護予防) 特定施設入居者生活介護
- 12 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- 13 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 14 地域密着型特定施設入居者生活介護

入所系サービス (短期入所)

- 15 (介護予防) 短期入所生活介護
- 16 (介護予防) 短期入所療養介護

その他のサービス

- 17 訪問介護
- 18 (介護予防) 訪問入浴介護
- 19 (介護予防) 訪問看護
- 20 (介護予防) 訪問リハビリテーション
- 21 (介護予防) 福祉用具貸与
- 22 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 23 夜間対応型訪問介護
- 24 居宅介護支援
- 25 介護予防支援
- 26 市町村特別給付

※ 補助金の額は以下の表のとおりです。

| サービス種別 | 基本部分対策給付金 (1事業所あたり) | 食料価格高騰部分対策給付金 (定員1人あたり) |
|----------------------------------|------------------------|----------------------------|
| 通所系サービス 【上記1～6】 | 15万円 | 3千円 |
| 入所系サービス (特養・老健など) 【上記7～10】 | 100万円 | 8千円 |
| 入所系サービス (特定施設・GHなど) 【上記11～14】 | 20万円 | 8千円 |
| 入所系サービス (短期入所) 【上記15・16】 | 5万円 | 8千円 |
| その他のサービス 【上記17～26】 | 5万円 | — |